

# フタや封をされる容器で販売する場合の食品表示について

屋台で焼き鳥やたこ焼きやそばなどを、お皿やお椀、紙コップなどに入れて対面販売する場合は、原材料名や賞味期限、保存方法、内容量などの表示は特に必要ありません。

ただし、「特定原材料」といわれる食材を使っている場合は、そのことを買う人にわかるように表示しなければいけません。この点に注意してください。

現在、特定原材料とは、アレルギーを起こす人がいるため食べる人に知らせなければいけない食材として国が指定するもので、現在「卵」「乳」「えび」「かに」「小麦」「そば」「落花生」の7品目が指定されています。

お品書きのところに添え書きしておくといいでしょう。たとえば、「このメニューには材料にえびを使用しています。」など。

また、屋台などでの対面販売でも、お弁当のようにフタや封をされる容器に収めて食品を販売する場合は、食品衛生法に基づいて、名称、製造者の住所氏名、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法を表示しなければならないので、ご注意ください。

その理由は、食品自体は対面販売されたとしても、容器に包装されているため、買った人から、そこにいなかった第三者へ届けられる可能性があるからです。つまり、流通する食品に成り得るから、品質に関する情報を容器包装に記載する必要性が生まれてくるのです。

詳しくは消費者庁のHPで  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

